

健康教育実施要領

1 目的

健康教育は、生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、生涯を通じた健康の保持・増進に資することを目的とする。

2 実施の要領

- (1) 実施にあたっては、地域医師会、歯科医師会その他の関係諸団体と充分協議を行い、地域組織活動との連携を図り、実施効果を高めるとともに、積極的に広報を行い、対象者の参加促進を図る。
- (2) 健康教育は、生活習慣病の予防、及び健康増進等のために重要な保健活動であり、各地域の実情に応じて実施方法の工夫を行い、他の健康増進事業等との連携を図るなど、実効をあげるよう努める。
- (3) 健康教育の実施にあたっては、健康教育の最も重要なねらいが、対象者の行動の変容にあることから、各事業の具体的かつ実践的な目標を定め、実施計画を策定する。

3 内容

- (1) 地域健康講座
 - (2) 地域健康情報発信事業
- } 各事業について、

4 従事者（地域健康情報発信事業を除く）

保健師、栄養士等の区役所保健福祉課（以下「保健福祉課」という）職員、及び健康教育の内容に関して知識経験を有する医師、運動指導員等の外部講師が従事する。

5 周知

市政だより等各種広報媒体を活用し、受講勧奨を行うなど、あらかじめ事業の趣旨、日程、場所その他必要な事項について、周知徹底を図る。

6 事務取扱等

（1）予算について

消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・報償金（外部講師の雇いあげ）については、一括して配付する。

（2）実施報告（地域健康情報発信事業を除く）

保健福祉センターは、事業終了後、翌月 10 日までに保健管理システムの「地域健康講座・地域健康相談実施報告書」に入力する。

健康づくり課（健康づくりグループ）は、保健管理システムの入力内容を確認する。

7 その他

健康教育事業については、担当職種が多種にわたることから、実施計画の策定にあたっては、担当者間で十分な連絡、調整、協力をを行い、効果的な実施に努める。